

平成14年5月21日

各位

株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ
東京都千代田区有楽町1丁目10番1号
コード番号 8306

株式会社川奈ホテルの民事再生手続開始の申立て
に伴う債権取立不能のおそれの発生について

今般、株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ（取締役社長 三木 繁光）の子会社の株式会社東京三菱銀行および三菱信託銀行株式会社の取引先である株式会社川奈ホテルが、東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行いました。この結果、同社向け債権につき取立不能のおそれが生じたのでお知らせします。

記

1．株式会社川奈ホテルの概要

- | | |
|----------|-----------------|
| (1)本社所在地 | 東京都中央区銀座3丁目7番1号 |
| (2)代表者氏名 | 長谷川 二郎 |
| (3)資本金 | 280百万円 |
| (4)事業の内容 | ゴルフ場・ホテル運営 |

2．生じた事実

株式会社川奈ホテルは、平成14年5月21日付で東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行いました。

3．株式会社川奈ホテルに対する債権額

株式会社東京三菱銀行： 3,818百万円
三菱信託銀行株式会社： 4,046百万円

4．当該事実が当社の業績に及ぼす影響

当該事実が当社の当期業績に及ぼす影響はございません。

以上

照会先： 広報室次長 堤 03-3240-8136